

## 公的年金減額、北海道内でも142人提訴

北海道新聞 04/16

2013年10月に始まった公的年金の減額は、生存権を保障した憲法に違反するなどとして、道内の受給者142人が15日、国に減額の取り消しを求める訴訟を札幌地裁に起こした。年金受給者らでつくる全日本年金者組合（東京）が呼び掛ける全国訴訟の一つ。

公的年金は物価変動などを踏まえて毎年度見直されるが、00～02年度の物価下落時に景気対策で据え置かれた分（特例水準）を戻すため、国は13年10月と14年4月に1%ずつ、今年4月に0.5%と計2.5%引き下げた。訴状で原告たちは、年金減額は憲法25条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害するなどとして、第1段階となった13年10月の引き下げの取り消しを求めている。

### 年金減額：「生存権侵害」北海道の受給者142人が提訴

毎日新聞 2015年04月15日

公的年金を減額する決定は生存権を侵害し違憲だとして、北海道の受給者142人が15日、国に決定取り消しを求めて札幌地裁に提訴した。原告は60～98歳の男女。全日本年金者組合が主導する全国集団訴訟の一環で、提訴は全国3例目。

公的年金の支給額は前年度の物価などによって変動する。訴状によると、国は2000～02年度、景気対策のため特例法を制定して支給額を据え置き、本来より高い「特例水準」で支給した。だが国はこの特例を解消するため、13年10月から3段階に分けて減額した。

原告は1段階目の1%減額を取り消すことで国の決定を無効にしたい考え。1%減額により、基礎年金は年額最大8000円、遺族厚生年金は同9万8680円減らされたとしている。

道原告団代表で同組合道本部執行委員長の渡部務さん（79）は「決定は高齢者の実態を一切顧みていないものだ。本当に年金生活者の暮らしは苦しい」と話している。【三股智子】

### 「年金減額は憲法違反」受給者142人が国提訴

読売新聞 2015年04月15日

国が2013年10月から段階的に実施した年金の減額は憲法違反だとして、北海道内の国民年金などの受給者142人が15日、国に対して減額決定の取り消しを求める訴訟を札幌地裁に起こした。

弁護団によると、同様の集団提訴は鳥取、徳島両地裁に次いで全国3例目。今後、道内の年金受給者数百人が追加提訴する方針という。

## 年金減額は違憲と提訴 北海道の受給者142人

産経ニュース 2015.4.15

国が2013年10月から段階的に実施した年金の減額は憲法違反だとして、北海道内の国民年金などの受給者142人が15日、国に対して減額決定の取り消しを求める訴訟を札幌地裁に起こした。

弁護団によると、同様の集団提訴は鳥取、徳島両地裁に次いで全国3例目。今後、道内の年金受給者数百人が追加提訴する方針という。

公的年金の減額は生存権の侵害で違憲として、北海道の受給者142人が15日、国に減額決定の取り消しを求め、札幌地裁に提訴した。原告は60～98歳の男女。全日本年金者組合（東京）が主導する全国訴訟の一つで、今回の提訴は鳥取、徳島の各地裁に続き3例目。

訴状によると、国は前年度の物価変動などを踏まえて年金額を毎年度見直す。物価下落後の平成12～14年度は景気対策のため特例で減額しなかった。国は25年10月以降、この特例を解消するため段階的に年金額を引き下げた。

受給者側は25年10月の減額決定を取り消すよう求めた。「(減額がなくても)年金は憲法が保障する『健康で文化的な最低限度の生活』を送ることから程遠い水準だ。減額は受給者の生活を破壊する」と主張している。

## 提訴:「年金減額は違憲」取り消し求め 県内16人が国を / 徳島

毎日新聞 2015年04月11日 地方版

過去の物価下落時に年金を減額せず据え置いた「特例水準」を解消するため、国が2013年10月から年金支給額を減らしたのは生存権を脅かし違憲だとして、県内の受給者16人が10日、国を相手取って減額取り消しを求める訴訟を徳島地裁に起こした。全日本年金者組合が主導する集団訴訟の一環で、2月の鳥取地裁に続き2例目。

物価変動に応じて増減する年金支給額を、国は00～02年度、物価下落にもかかわらず据え置いた。この影響で本来の想定より2・5%高くなる特例水準を解消しようと、国は法律で13年10月から今年4月まで3段階で計2・5%引き下げた。

この訴訟では、1段階目（13年10月）の1%引き下げの取り消しを求めた。原告弁護団によると、1%引き下げにより年2万5000円減額された人もいと主張している。

記者会見した原告団代表で全日本年金者組合県本部書記長の松田文雄さん（74）は「(年金減額は) あまりにも高齢者の生活実態を無視したものだ。これ以上の年金削減は許さない」と話した。【数野智史】

## 「年金減額は違憲」徳島でも提訴…受給者16人

読売新聞 2015年04月10日

国が2013年から段階的に実施している年金の減額は憲法違反として、徳島県内の国民年金や厚生年金の受給者16人が10日、国を相手に減額決定の取り消しを求め、徳島地裁に提訴した。

弁護団によると、年金減額を巡る集団提訴は2月の鳥取地裁に次いで2例目。

年金額は物価変動を踏まえて年度ごとに決めるが、2000年前後に物価が下がったものの景気対策を理由に特例で減額せず、本来より2・5%高い水準となった。国は特例を解消するため、13年10月と14年4月にそれぞれ1%、15年4月に0・5%を減額した。

原告側は「受給者の生活実態を無視した減額だ」とし、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法25条などに反すると主張。13年10月の減額決定の取り消しを求めている。

## 年金減額違憲と提訴 県内受給者が地裁に、全国2例目

徳島新聞 2015/4/10

国が年金額を引き下げたのは生存権の侵害で違憲だとして、徳島県内の年金受給者16人が10日、減額の取り消しを求めて徳島地裁に提訴した。年金受給者でつくる「全日本年金者組合」（東京）が主導する集団訴訟の一環で、提訴は2月の鳥取地裁に続き2例目。

年金額は物価の変動などに合わせて毎年度見直されるが、前年度に物価が下落した2000年度から02年度にかけ、特例として減額を見送ったことなどから、一時は本来より2・5%高い水準で支給されていた。国はこの状態を解消するため、年金額を13年10月と14年度にそれぞれ1%引き下げ、15年度にも0・5%減額した。

訴状で原告は、そもそも日本の年金額の水準は憲法が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するにはほど遠く、引き下げは受給者の生活を破壊していると主張。物価や賃金水準の上昇より低い水準でしか年金額を増やさないマクロ経済スライドの実施も批判した上で、13年10月の1%減額の取り消しを求めた。

提訴後、徳島弁護士会館で開いた記者会見で、原告団長を務める年金者組合県本部書記長の松田文雄さん(74)は「減額は高齢者の生活実態を無視している」と訴えた。

原告となった16人は13年10月の1%減額により、それぞれ年間支給額が6800円から2万5千円減った。同月の引き下げの撤回を求め行政不服審査を請求したものの却下された。14年10月の再審査請求も却下され、提訴に踏み切った。

年金者組合によると、全国では12万6千人が行政不服審査を請求したが、全員が却下。再審査請求も却下が続いている。今後、他の都道府県でも相次いで提訴する。

しんぶん赤旗 2015年4月11日(土)

## 年金減額 生活を無視

### 16人、違憲と提訴

### 徳島地裁

2013年10月からの年金削減は違憲だとして、徳島県の年金受給者16人が10日、国を相手に年金減額処分の取り消しを求めて徳島地裁に提訴しました。年金減額違憲訴訟は、鳥取県に次ぐ2例目です。

原告団団長は、全日本年金者組合徳島県本部書記長の松田文雄氏(74)、弁護士は津川博昭弁護士で、13年12月4日の1%減額決定の取り消しを求めています。

原告らは、特例措置の解消を口実とした減額処分は憲法25条(生存権)、憲法13条(幸福追求権)及び29条(財産権)違反であり、改正法そのものが憲法違反だと主張しています。

原告団は提訴後、14人が参加して記者会見を開き、津川弁護団長、同組合中央委員会の田島茂副執行委員長が同席。松田団長は「減額は、高齢者の生活実態を無視したもの。若者の将来の問題でもあり、一緒に年金削減反対にとりくむ契機にしたい」と語りました。

徳島市で1人ぐらしの女性(73)は「唯一の収入の年金が次つぎ減らされ、生活への不安がいっぱいです。買い物に行くのも、控えるようになりました」と話しました。